　0113-00-01



一般社団法人日本原子力学会

フェロー推薦に関わる細則

2019年10月18日　第1回フェロー推薦小委員会改定

（目的）

第１条　本細則は，フェロー制度に関する規程（0113）に基づき，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）のフェロー推薦に関わる手順を定める。

（候補者の要件）

第２条　フェローの候補者は，下記のような本会の発展に顕著な貢献をした，10年以上継続の正会員とする。

・顕著な学術的貢献（本会の学会賞受賞者等）

・本会組織運営への顕著な貢献（本会の役員，支部長，部会長，等の経験者）

・その他の本会活動への顕著な貢献

なお，下記条件を満たし，会長が特別に承認した場合は，例外としてフェロー候補として認めるも　　のとする。

１）5年以上継続して正会員であり，

２）原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する。

（推薦の方法）

第３条　フェローの推薦の方法は原則として次のいずれかとする。

（１）3名以上の正会員による推薦  
ただし，候補者と異なる機関の推薦者が1名以上加わっていること。

（２）本会の組織からの推薦  
各種委員会，支部，部会，連絡会，理事会から，それぞれ推薦できる。

（選考の方法）

第４条　選考の方法は以下の手順にしたがう。

（１）フェロー推薦小委員会は委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

（２）同委員会における候補者案の選考は，出席者の3/4以上の賛成を必要とする。

（３）選考の経過ならびに内容については，公表しない。

（４）フェロー推薦小委員会において選考した候補者案は，理事会に報告する。

（フェロー候補者の数）

第５条　最終的なフェローの数は，本会全会員の5%程度を目途とし，各年度のフェロー候補者数を調整する。

（改定）

第６条　本細則の改定は，フェロー推薦小委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成16年10月25日　フェロー推薦委員会制定，平成16年11月16日　平成16年度第4回総務財務委員会承認，同日施行

平成16年11月26日　第468回理事会報告

２　改定履歴

1. 平成17年10月13日　第17･1回フェロー推薦委員会改定
2. 平成17年10月20日　平成17年度第３回総務財務委員会承認
3. 平成19年9月12日 平成19年度第２回総務財務委員会承認
4. 平成19年9月19日 第490回理事会確認了承
5. 平成21年１月15日 第20･2回フェロー推薦委員会改定
6. 平成22年11月17日　第22･1回フェロー推薦委員会改定
7. 平成23年10月21日　第23･1回フェロー推薦小委員会改定
8. 平成24年10月19日　第24･1回フェロー推薦小委員会改定
9. 平成27年1月26日　第26･2回フェロー推薦小委員会改定
10. 平成29年1月16日　内規を細則に変更。第2回フェロー推薦小委員会承認，平成29年1月25日　第6回理事会報告
11. 平成29年11月18日　第1回フェロー推薦小委員会決定，平成29年11月28日　第5回理事会報告
12. 2019年10月18日　第1回フェロー推薦小委員会改定，2019年10月25日　第4回理事会報告

附則

１　平成27年1月30日一部改定の内規は，理事会承認日から施行する。

２　平成29年1月16日承認の細則は，フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。

３平成29年11月18日承認の細則は，フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。

４　2019年10月18日承認の細則は，フェロー推薦小委員会承認の日から施行する。

日本原子力学会フェロー推薦に関わる細則解説書

（目的）

１．この解説書は，フェロー制度に関する規程（0113）に基づき，以下にフェロー推薦に関わる手順を定める。

（候補者の要件）

２．フェローの称号を受ける候補者の要件は，正会員歴10 年以上で現在も活動中であり，かつ原則として下記のような要件に該当するものとする。

(1) 原子力分野における顕著な学術的または技術的貢献（例えば本会の学会賞受賞者等）

(2) 本会組織運営への顕著な貢献（例えば本会の役員，支部長，部会長等の経験者）

(3) その他の本会活動への顕著な貢献（例えば啓蒙活動，国際貢献活動，人材育成，環境修復活動等）

※ 現在も活動中とは，会費を納め，学会活動に参加していることを意味する。

(1)の例としては，優れた研究業績にて日本原子力学会賞等を受賞したものが挙げられるが，奨励賞はその対象外である。

技術的貢献には，原子力分野における優れた技術開発，重要な規制・標準の制定等が挙げられる。

(2)の例としては，役員，部会長，支部長等の経験者が挙げられるが，経験者が自動的に候補者になるものではない。部会長，支部長等の経験者を候補者とすることについては，部会，支部等の自主的な判断に委ねるのが適切である。一方，役員経験を有する候補者については，事務局が毎年秋（10- 11月）に，未だフェローとなっていない者の中から下記に該当する者を推薦候補者選出素案として理事会に提出することとし，推薦漏れの防止に配慮する。

(3)は(1)と(2)以外で本会活動への顕著な貢献を意味する。

なお，5年以上継続して正会員であり，原子力に関する専門分野において10年以上の経験を有する者に対し，会長が特別に承認した場合は，例外として候補者として認める。

（ここで「会長の特別承認」とは，原則として，会長が副会長と相談の上で判断することを慣行とする。）

（推薦の方法）

３．フェローの推薦の方法は原則として次のいずれかとし，認定手順の概要を添付に示す。

(1) 3名以上の正会員による推薦

ただし，候補者と異なる機関の推薦者が1名以上加わっていること。

(2) 本会の組織からの推薦

各種委員会，支部，部会，連絡会からそれぞれ少なくとも1名推薦できる。

（選考の方法）

４．選考の方法は以下の手順にしたがう。

(1) フェロー推薦小委員会は委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(2) 同委員会における候補者案の選考は出席者の 3/4 以上の賛成を必要とする。

(3) 選考の経過ならびに内容については公表しない。

(4) フェロー推薦小委員会において選考した候補者案は理事会に報告する。

（フェロー候補者の数）

５．最終的なフェローの数は本会全会員の5％程度を目途とし，各年度のフェロー候補者数を調整する。

※2003（平成15年度）に122名のフェローを誕生させて，それ以後毎20名前後の新たなフェローを推薦してきた。2004-2020年度のフェロー認定者数は440名，退会・逝去などでの資格喪失者が98名で，現在のフェロー数は342名（全正会員数 5,814 名の約5.9％）であり，この目標は達成されている。

附則

１　2020年7月28日　第4回フェロー推薦小委員会改定，同日施行

**添付図　フェロー認定手順**

フェロー制度に関する規程（0113）

会告：フェロー候補者推薦募集

**フェロー推薦者**

フェローを推薦（フェロー推薦書）

　ケース１か２かを明記する

　（ケース１：会長の特別承認を要しない場合）

　（ケース２：会長の特別承認を要する場合）

HP：フェロー推薦書

**窓口（事務局）**

フェロー推薦書受付

ケース１　　　　　　　　　　ケース２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②承認　　 ①申請連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③会長の承認済みの

会長

特別承認（注１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　推薦書を提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注１）原則として，会長が副会長と相談

の上で判断することを慣行とする

**フェロー推薦小委員会**

フェローの候補者を選考

**理事会**

議決にてフェローを認定